



# 弁護士出前授業 ～授業案内～

## 法教育授業

- 対象学年：小学校5年生～高校生
- 授業時間：1～2コマ
- 関連する授業：社会、国語、家庭科、道徳、体育、公共、総合的な学習 etc...
- 授業の内容・特色

法教育とは、単に法知識だけでなく、法を作る過程や、法の基礎にある自由、正義、公正といった価値等に関する知識と技能を身につけるための教育をいいます。発達段階に応じて、身近な事案から社会的な問題まで、生徒主体のグループ討論をしながら課題解決を目指す内容です。

- ◇ **ルールづくり**：身近な課題について、複数の利害対立を調整して、一定のルールを考えていく授業です。中学校3年生公民の「対立と合意・効率と公正」というキーワードにも対応しています。

学級・学校のルール（例えば、体育の授業案として、公平でみんなが楽しめる新しいスポーツのルールを考えるものなど）から、地域の問題（例えば、家庭科の授業案として、ごみ収集場所の決め方を考えるものなど）、より大きな社会的問題（例えば、少年法による実名報道規制の是非など）まで、発達段階に応じた教材を用意しています。クラスの実情や問題意識に応じたオーダーメイドの授業を希望される場合にもご相談に応じます。

- ◇ **正義の考え方**：学校生活を含め、社会生活の中では利益や負担を集団の構成員に分ける（配分する）必要が生じることがあります。その場合、単に頭数で分けるのではなく、「一人一人の実情に応じて異なる扱いをする」ことがかえって公平に合う場合があります（例えば、課税上の累進課税など）。どのような理由があれば「分け方に差をつけても不公平ではないか」ということを具体的事例（避難所に届けられたシュークリームの分配方法など）をもとに考えていきます（配分的正義）。

その他、例えば、交通事故などで被害者が被った損害を加害者はどの程度回復すべきなのかといった問題（匡正的正義）を考える授業や、多数決で、欠席していたAくんを学級委員長として選ぶことは妥当なのかといった問題（手続的正義）を考える授業もあります。

- ◇ **民事模擬調停**：調停とは、裁判所を介しつつ、当事者の話し合いによりトラブルを解決するという手続です。社会生活を送るうえで生じるトラブルについて、申立人、相手方、調停委員の3つの役に分かれて調停を行うことで、話し合いによる紛争解決を体験し、その長所や短所、話し合いの際に気を付けるべき視点を学びます。

このほか、日本弁護士連合会が作成した小学校用・中学校用教材がございますので、ご希望に合わせた授業も行います。お気軽にご相談ください。

# いじめ予防授業

- 対象学年：小学校4年生～高校生
- 関連する授業：社会、道徳、公共、総合的な学習 etc
- 授業時間：1コマ～2コマ
- 授業の内容・特色



平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、各学校においてもいじめ防止のための基本方針を策定し、いじめ防止のために様々な工夫をされていることと思います。しかしながら、昨今のインターネット環境下でのいじめなど、いじめ問題はますます深刻化することが懸念され、いじめ防止対策は学校にとってさらに重要となっていることと思われます。

いじめ予防授業は、いじめ問題に精通している弁護士を学校に派遣して、法律の専門家としての知識や経験を活かしつつ、過去に発生した実際的ないじめの事例や、生徒に親しみやすい例を用いた講義・ディスカッションを行うことを内容とした授業です。このいじめ予防授業は平成27年度から実施していて、令和4年度もコロナ禍ではありながら、多くの学校で幅広くご活用いただきました。

この授業を通じて、いじめは重大な人権侵害であること、いじめが被害者と加害者の双方に負わせることのダメージ、いじめを止めるために何ができるかなどを生徒に理解してもらうことができます。また、インターネットやSNSの普及とともに深刻化している「ネットいじめ」の問題を取り上げた授業内容もご用意しています。この他にも、担当弁護士との打ち合わせにより、学校の個別の実情やニーズを配慮し新型コロナウイルス感染防止にも対応した授業を実施することも可能です。

いじめ予防授業は、実際に校内にいじめの問題が発生していなくても、互いを人として尊重する基本的人権の考え方やいじめによる法的問題を弁護士から直接学ぶことができる貴重な機会になります。また、ご参加いただいた保護者の方からは、家庭でも子どもといじめについて話さきっかけとなったと好評をいただいております。ぜひご活用ください！

本授業はすでに発生している個別のいじめ案件の対応ではありませんので予めご了承ください。

## 【アンケート等で寄せられた皆様の声】

- ・心のコップの話が、分かりやすく印象に残りました。自分もスポンジようになって、友だちの心の水を吸い取ってあげられる人になりたいです。(生徒さんより)
- ・授業参観でいじめ予防授業を行っていただいたので、家に帰ってから、子どもと一緒にいじめの問題について話をすることができました。普段の会話ではなかなか出てこない話題なので、とても良い機会になったと思います。(保護者さんより)
- ・いじめの問題について担任が生徒に話をする機会もありますが、弁護士さんが教えると、生徒達の聞く態度が違い、いじめについて真剣に考えてもらうことができました。また、「人権を守る」というところから話しをいただいたので、いじめが絶対に許されないということをより説得的に生徒達に教えていただけたと思います。(担任の先生より)



# 憲法

- 対象学年：小学4年生～高校生
- 授業時間：1～2コマ
- 関連する授業：社会、公共、総合的な学習 etc...
- 授業内容・特色



憲法には抽象的な概念が多く、例えば、「基本的人権の尊重」など、言葉としては知っていても、それが私たちの生活の中にどう関係するのか実感として理解しづらいと思います。そこで、憲法を身近に感じ、興味を持ってもらうこと、私たちの日ごろの生活にも深く関係するルールであることを知ってもらうことを目的とした授業を行います。

授業の一例として、国民主権の意味について具体的に考え、憲法が、国民の国家に対する成約ルールであること（立憲主義）について考えたり、みんなで決めていいこと、悪いことを具体的に考え、憲法の基本理念である民主主義と自由主義について考えたりする授業があります。

また、「司法って何?」「集団的自衛権って何?」などの具体的な要望があれば対応します。

内容については、担当教員の方のご要望、対象となる学年や実施の際の時勢等に応じて、講義形式・グループ討論方式など検討させていただきます。



# 労働法

～働く前に知っておきたい法律のはなし～

- 対象学年：高校生
- 授業時間：1コマ
- 関連する授業：社会、家庭科 etc...
- 授業の内容・特色

アルバイトや就職など、近い将来就労が見込まれる高校生を対象に、労働時間、最低賃金、解雇規制等の基礎的な労働法知識と、問題解決の為に利用出来る機関の情報等を提供します。就職面接の寸劇を見てもらい、法律違反を指摘してもらうなど、実用的な知識の習得を目標としています。なお、適切な労使ルールを知ることは、生徒が経営者となった場合にも有用といえます。

教材の作成には、労働者側、使用者側双方の立場で労働事件の取扱経験のある弁護士だけでなく社会科教員免許（中・高）を有する弁護士も参加し、教科「現代社会」の「労働者の権利」及び「現代の雇用・労働問題」の理解をより深める内容となっております。



## 消費者トラブル予防授業

- 対象学年：中学生・高校生
- 授業時間：1コマ
- 関連する授業：社会、家庭科 etc...
- 授業の内容・特色

近年、スマートフォンなどの普及により中高生のインターネットトラブルや出会い系サイトをめぐる被害が増大しています。

また、民法の改正により、2022年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。民法の成年年齢が引き下げられると、18歳・19歳の若者が新たに悪徳商法のターゲットにされ、消費者被害がより拡大していくことが考えられます。

このような状況を踏まえ、弁護士が契約の基本的ルールやインターネット取引などについて解説し、中高生の皆さんに消費者被害から身を守るための知識を身につけてもらうとともに、消費者被害に遭遇してしまった場合の具体的対処法(ex. 未成年取消権・クーリングオフの行使方法)について、事例を交えながらわかりやすく講義いたします。授業を通して抱いた疑問や質問にもお答えいたしますので、実感をもって学習してもらえらるることと思います。



## 選挙権・主権者に関する授業

- 対象学年：中学生・高校生（小学生も対応可能）
- 授業時間：2～3コマ
- 関連する授業：社会、公共、総合的な学習 etc...
- 授業の内容・特色

主権者として代表を選ぶという民主主義の意義を考え、主権者として求められる態度を身につけてもらうことを目的とした授業です。身近な例について投票を行い、ルールを作り替えることを体験する授業や架空の市における架空の選挙を体験するという模擬投票、クイズ形式の授業などが用意できます。模擬投票では、選挙に関する基本的知識も身につけることができます。これにより、民主主義の意義が具体的な事例を通して学べるといいます（対象人数や派遣する弁護士の数など調整の必要がありますので、具体的な内容についてはご相談ください。）

なお、出前授業ではありませんが、教員を対象とした研修として弁護士を派遣することも検討いたしますので、お気軽にご相談ください。



# 刑事手続・裁判員裁判

○対象学年：中学生・高校生（模擬裁判は小学校6年生～高校生）

○授業時間：1～2コマ（模擬裁判は2～3コマ）

○関連する授業：社会 etc...

## ○授業の内容・特色

毎日のように犯罪が起こっているにもかかわらず、私たちは、自分やその家族が刑事事件に巻き込まれることはないと考えてしまいがちです。しかし、交通人身事故や痴漢えん罪事件など、故意でなくても、また、実際には犯罪を行ってなくても疑いをかけられることもありますし、被害者として犯罪に関わってしまうこともあります。社会生活を送る上で、刑事手続の基本原則や実際を知っておくことは不可欠であるといえます。

他方、日本では、2009年度から裁判員制度が始まり、いま中学生や高校生である人たちも、将来、裁判員として刑事裁判に参加する可能性があります。この意味でも、刑事事件手続の基本原則や裁判員の役割を正しく理解しておくことは非常に有益です。

◇ **刑事事件手続の基本原則**：「黙秘権の保障」「弁護人選任権の保障」「無罪推定の原則」など、刑事手続の基本原則や裁判員制度をふまえつつ、「もし自分が刑事事件に関与することになったら、どのように対応したらいいの？」を、刑事手続に精通した弁護士が市民の目線にあわせて分かりやすく説明します。「ある日突然逮捕されたら…」というスライド等を用いながら、事例を通じて刑事手続や裁判員裁判の基本原則を解説します。

◇ **刑事模擬裁判**：児童・生徒に裁判官、検察官、弁護人役を演じてもらって裁判劇を行い、また、裁判員として評決を行ってもらいます。刑事裁判の概要、裁判員制度の概要を理解するとともに、真実が明らかでない事案について、どのようなアプローチで考えると真実に近づくのか、話し合い、討論を通じて、学びます。童話を素材にした裁判（「三匹の子ぶた」など）や実例をアレンジした裁判があり、いずれも台本にしたがって進める形になります。



まさか自分が  
逮捕される日が  
来るなんて...

急に夫が逮捕されちゃった！  
いつ家に帰ってこられるの？  
何がなんだか分からない...



人を裁くなんて  
どうやったらいいの？  
どんなことに  
気を付けたらいいの？



# 成年年齢引き下げに関する授業

- 対象学年：高校生
- 授業時間：1～2コマ
- 関連する授業：社会、公共、家庭科、総合的な学習 etc...
- 授業の内容・特色



2022年4月1日より、成年年齢が18歳に引き下げられました。

これにより、高校在学中に多くの生徒が成年となります。成年となることで保護者の同意なく自由に活動することができるようになる一方で、未成年者を保護するための法律上の制度の恩恵は受けられなくなり、多くの場面で成年としての責任や義務が生じることとなります。

山梨県内においても、成年になったばかりの大学生などを標的とした詐欺や消費者被害は深刻さを増してきており、成年年齢の引下げに伴って、今後、こうした問題が、高校生活の場に降りかかってくるおそれもあります。日ごろトラブルや被害救済の現場に直面している立場から、具体例を踏まえたトラブル回避のための心構えや、万が一トラブルに巻き込まれた場合の適切な対応などをお話しします。

もっとも、成年になることはマイナスなことばかりではありません。市民社会の一員として、主権者として、自ら考え、自由に、主体的に社会と関わっていくことは、自己実現という観点からも非常に重要で、そのような基本的な心構えを身に付けていただくことを念頭に置いた授業を行います。



当会で作成した下記 YouTube 動画を利用して、動画の内容を掘り下げた授業を行ったり、いくつかのテーマを横断的に取り上げた授業を行ったりすることもできます

事前にご要望をいただいたうえでご相談させていただければと思います。なお、複数のテーマを取り上げる場合には、時間の関係上、2コマをご用意いただければと存じます。



成年を迎えるに当たって身に付けておくべき知識や考え方を、山梨県弁護士会 YouTube チャンネル

「成年年齢引下げ 弁護士応援プログラム」にて動画配信中！

基本動画のほか、7つの連続配信動画は、

- ① 成年と主権者
- ② インターネット・トラブル
- ③ 選挙の意義や投票の考え方
- ④ 働くためのルール
- ⑤ 刑事・少年事件
- ⑥ デートDV
- ⑦ 消費者問題

セイジンカウントダウン



@216bgmsk

テスト代わりにクイズラリーも LINE で可能です

# 校則について考える授業

NEW!!

○対象学年：中学生・高校生

○授業時間：2コマ

○関連する授業：総合的な学習・探究の時間、生徒会活動

○授業の内容・特色

2022年12月に生徒指導提要が改訂され、「3.6.1 校則の運用・見直し」が盛り込まれました。そこでは「校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要」とされ、社会の変化等も踏まえて、学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要がないのか、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められています。

また、校則は、内容によっては生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、生徒や保護者等の学校関係者から意見を聴取したり、生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められています。

他方、2023年4月からは、こども基本法が施行され、全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されることや、その年齢・発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して、意見を表明する機会等が確保されることが基本理念として掲げられました。「自己に直接関係する全ての事項」が対象であり、校則も例外ではありません。

このように、近年、生徒と学校教育、校則を巡る状況は大きく変化しつつありますが、他方で、学校の先生方からは、校則の運用・見直しの必要性は理解しているが、具体的にどのように対応したらいいのか分からない、といった声を多く聞きます。これについては、ルールとは何のためにあるのか、どのようなルールがよいルールなのかといった基本的な理解から考えることで、ルールを自分たちで考え、作り、変えていくという主権者としての姿勢を育てるという教育的な効果が期待できます。

内容については、学校ごとにご要望等もあると思いますので、是非お気軽にご相談いただければと思います。

例) 「左側通行」(道路交通法17条4項)  
「車両は道路の中央から左の部分を行進しなければならない。」

「左側通行」のルールは、どうして存在するのだろうか?

ルールがないと…?  
ルールがあることで?



ルールとは、  
( ) 自由や権利を制限するためのもの  
( ) 相互に尊重し、ともに良く(自由に、円滑に)生きるためのもの



今日の授業の目標

ルールは自分たちで作るもの、変えるもの～

- ① 自分と違う考えを尊重する
- ② 適切な手続に従って上手に変える
- ③ 権利の考え方を踏まえる